

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第 6 条の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則）

沖縄県教育委員会の権限に属する事務のうち、教育委員会会議において議決する事項及び教育長に委任し、又は臨時に代理させる事項等について定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

令和 8 年 3 月 31 日付けで、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 4 条で定める教育長専決事項に、学校教育法第 130 条の規定に基づく専修学校の設置及び廃止等に関する事項を追加したことに伴い、同規則第 6 条で定める教育委員会会議の報告事項に号ずれが生じたため、関係する規定の一部を改正する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 教育委員会会議で報告が必要な教育長専決事項に、文化財の指定及び解除に関することを追加する。（第 6 条関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公 布 日 令和 8 年 8 月 14 日

施行年月日 令和 8 年 8 月 14 日

5 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条

6 添付資料

新旧対照表

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号） 新旧対照表		
改 正 案	現 行	
(趣旨) 第1条 (略)	(趣旨) 第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育委員会会議（以下「会議」という。）において議決する事項を定めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育長に委任し、又は臨時に代理させる事項等について定めるものとする。	
(専決事項) 第4条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)	(専決事項) 第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。 (1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。 (2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正（輕易な事項の改正に限る。）を行うこと。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。 (4) 学校教育法第130条の規定に基づく専修学校の設置及び廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置及び廃止を含む。）、設置者の変更並びに目的の変更に関すること。 (5) 県立学校の通学区域の指定に関すること。 (6) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定めること。 (7) 文化財の指定及び解除に関すること。 (8) 教育委員会の表彰に関すること。	

(9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) 第5条 (略) (報告) 第6条 教育長は、第4条第1項第1号から第7号までに定める事項及び教育長に委任した事項のうち重要な事項について、専決又は決裁後速やかに会議で報告しなければならぬ。 (以下略)	(9) 法令及び条例に基づき委員の委嘱及び解嘱を行うこと。 (10) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定(候補者の選定を含む。)に関すること。 (11) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。 (12) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。 (13) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定に基づく免許状の授与、取上げ処分の決定等に関すること。 (14) 請願及び陳情に関すること。 (15) 教育委員会の権限に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。 (16) 教育に関する行事を主催、共催又は後援(協賛を含む。)すること。 (17) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。 (18) 教育委員会に対する審査請求を裁決すること。 第5条 (略) (報告) 第6条 教育長は、第4条第1項第1号から第6号までに定める事項及び教育長に委任した事項のうち重要な事項について、専決又は決裁後速やかに会議で報告しなければならぬ。 (以下略)
---	--